

発行所 株式会社FPシミュレーション 大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-6209-7678  
編集発行人: 税理士 三輪 厚二 Fax:06-6209-8145

## ◆ 財産評価基本通達・第3次改正

**Q** : 財産評価基本通達の改正があったようですが、どのような改正ですか。

**A** : 土地の評価、財産の評価に適用する年利率、取引相場のない株式の評価、抵当証券の評価について改正が行われています。

### 【解説】

土地の評価関係では、①不整形地補正率など各種補正率の引下げ、②貸家建付地の評価において空室が一時的である場合には、賃貸されているものとして評価するよう改正、③容積率の異なる2以上の地域にわたる宅地の評価における容積率の格差による影響度について地区別に改正、などです。

また、④年利率を用いて評価する財産については、基準年利率(4.5%)を適用して評価し、無利息債務についても基準年利率を適用して計算することになります。

取引相場のない株式の評価については、⑤評価差額に対する法人税額等相当額を計算する際の割合を42%に改正、⑥法人税額等相当額を控除しない現物出資受入れ差額の対象について、資産の範囲を全ての資産とし、その行為の態様に合併が追加されています。

⑦抵当証券の評価については、原則として、抵当証券業者が買い戻すとした場合に支払われる金額により評価する定めを新設しました。

①、②、⑦の改正については平成11年1月1日以後、⑤の改正については平成11年4月1日以後、③、④、⑥の改正については平成11年9月1日以後の相続等から適用されます。

